

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

道企業管理規程

○北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程	1
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程	1
○北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	1
○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程	1
○雨竜川鷹泊ダム管理規程を廃止する規程	2
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程	2
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程	3
○北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程	3
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程	4

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	6
----------------------------------	---

道企業管理規程

北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程

北海道企業局公示令達規程（昭和39年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「の全部又は一部に対し」を「に対し、」に改め、「指揮」を削り、同条第4号中「指揮」を削り、同条第5号を削り、同条第6号中「職権」を「、職権」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「対して」を「対し、」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条中「第7号」を「第6号」に改める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第3号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程（平成14年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2から第14条までを削り、第1条の次に次の1条を加える。

（条例の施行に関し必要な事項）

第2条 管理者が管理する公文書について、条例の施行に関し必要な事項は、北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の例による。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第4号

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し、」を「関し」に改める。

第2条から第31条までを削り、第1条の次に次の1条を加える。

（管理者が保有する個人情報の保護に関し必要な事項）

第2条 管理者が保有する個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の例による。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第5号

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程

北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「決裁事項を例示すると」を「決裁を必要とする事項は」に改める。

第5条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「（技能労務職員として任用される者で2月以内の期間を定めて任用されるものに限る。）」を削り、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所属の職員の休暇及び勤務しないことについて承認すること。

第6条の次に次の1号を加える。

（主幹の共通専決事項）

第6条の2 主幹は、課長が専決することができる事項のうち、当該グループの分掌に係るもので、あらかじめ課長の指定するものを専決することができる。

第7条中第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所属の職員の休暇及び勤務しないことについて承認すること。

第8条中「前4条」を「前5条」に改める。

第15条第1項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改める。

別表の表総務課長の項中第1号を削り、第2号を第3号とし、第3号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

雨竜川鷹泊ダム管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第6号

雨竜川鷹泊ダム管理規程を廃止する規程

雨竜川鷹泊ダム管理規程（昭和40年北海道企業局管理規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第7号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6款 所に係る前渡資金の取扱い（第99条―第114条）」を「第6款 前渡資金の取扱い（第100条―第114条）」に改め、「第7款 所以外の前渡資金の取扱い（第114条の2―第114条の13）」を削る。

第34条第1号中「前渡資金執行整理簿、」を削り、同条第4号中「前渡資金執行整理簿及び」を削り、同条第8号「前渡資金出納簿、」及び「（所以外の資金前渡員のみ）」を削る。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第67条第1項第5号中「給与取扱責任者」を「資金前渡員、給与取扱責任者」に改める。

第71条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、同条第1号中「所における」を削り、同条第5号から第7号までを削る。

第4章第3節第6款の款名を次のように改める。

第6款 前渡資金の取扱い

第99条を次のように改める。

第99条 削除

第100条第1項中「所に置かれた」を削り、「当該所長」を「企業局処務規程に定める支出負担行為を行うべき者」に改め、同条第2項中「前条の規定により通知を受けた前渡資金交付決定額の範囲内で、これを行わなければならない」を「前渡を受けた資金の範囲内において行うものとする」に改め、同条第3項後段を削る。

第101条及び第102条を次のように改める。

第101条及び第102条 削除

第104条中「前渡資金支払命令書」を「前渡資金支払伝票」に改める。

第113条中「毎月前渡資金出納計算書を作成し、証拠書類を添えて、翌月5日までに」を「前渡資金の保管理由がなくなったとき又は前渡資金の支払が完了したとき（反復して資金の前渡を受ける場合にあっては、当該月の支払が完了したとき）は、直ちに、前渡資金精算書を作成し、」に改める。

「第7款 所以外の前渡資金の取扱い」を削る。

第114条の2から第114条の13までを削る。

第168条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第203条第1号中「（所以外の前渡資金にあっては伝票）」を削り、同条第2号中「（東京事務所の前渡資金にあっては、請求書又は支払調書）」を削り、同条第3号に次のただし

書を加える。「。ただし、領収証書を得がたいときは、その事由、支払先及び支払金額を明らかにした資金前渡員の証明書」

第220条中「3部」を「2部」に改める。

別記様式目次中

「第12号	前渡資金執行整理簿	34」を
「第12号	削除	」に、
「第23号	前渡資金経理票	36
第24号	前渡資金日計表	36」を
「第23号	削除	
第24号	削除	」に、
「第34号	前渡資金交付決定額通知書	99
第35号	前渡資金交付請求書	114の3
第36号	前渡資金支払伝票 1	114の6
第37号	前渡資金支払伝票 2	114の6
第38号	前渡資金支払伝票 3	114の6
第39号	前渡資金戻入決定書・回収調書	114の11
第40号	前渡資金精算書	114の12」を
「第34号	削除	
第35号	削除	
第36号	前渡資金支払伝票 1	104
第37号	前渡資金支払伝票 2	104
第38号	前渡資金支払伝票 3	104
第39号	削除	
第40号	前渡資金精算書	113」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

第23号様式及び第24号様式を次のように改める。

第23号様式 削除

第24号様式 削除

第34号様式及び第35号様式を次のように改める。

第34号様式 削除

第35号様式 削除

第39号様式を次のように改める。

第39号様式 削除

第6号様式第2葉中「印」を削る。

第36号様式第1葉、第37号様式第1葉及び第38号様式第1葉中「(第114条の6)」を「(第104条)」に改める。

第41号様式中「印」を削る。

第46号様式中「印」を削る。

第52号様式その1及び同様式その2中「印」を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第8号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程(平成21年北海道企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「道職員」の次に「給与条例の適用を受ける者」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武内良雄

北海道企業管理規程第9号

北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程

北海道企業職員被服貸付規程(昭和42年北海道企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(被服の貸付時期)

第2条の2 貸付被服は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日に貸付する。

(1) 年間を通じて着用するもの 6月1日

(2) 夏季間に着用するもの 6月1日

(3) 冬季間に着用するもの 10月1日

2 前項に規定する日に被服の貸付を行うことが困難な場合には、所属長は、総務課長の承

認を受けて、別に貸付の時期を定めることができる。

3 第1項に規定する日後に新たに前条第1項に規定する職員となった者に対する被服の貸付は、第1項の規定にかかわらず、そのつど行う。

第3条中「業務」を「職務」に改める。

第4条中「必要な手入れを行い、保全に努めなければならない」を「善良なる管理者の注意を持って保存しなければならない」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 被服の貸付を受けた者が退職し、引き続き法第28条の5第1項の規定により採用された場合における前項の適用については、当該退職及び採用を勤務替え等とみなす。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条を次のように改める。
（台帳の作成）

第9条 所属長は、被服貸付台帳（別記第2号様式）を備え、常に使用状況を明らかにしておかなければならない。

第10条を削る。

別表を次のように改める。

別表

職 種	品 目		耐用年数
	品 名	員 数	
発電管理事務所又は工業用水道管理事務所において運転保守に従事する者	作業帽	1	3
	防寒帽	1	4
	作業衣（上下）	1	2
	作業替ズボン	1	2
	防寒作業衣（上下）	1	3
	雨衣（上下）	1	3
	オーバーオール	1	2
	安全靴（又は、運動靴）	1	2
	ゴム長靴	1	2
	防寒手袋	1	2
	防寒長靴	1	2
	作業衣（上下）	1	2

工事の現場作業に専ら従事する者	防寒作業衣	1	3
	雨衣（上下）	1	4
	ゴム長靴	1	2
乗用自動車の運転及び保全に関する業務に専ら従事する者	制服	1	3
	アノラック	1	3
	ゴム長靴	1	2
	オーバーオール	1	1

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、同様式中、裏面を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第10号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「土木係及び事業係」を「土木係、事業係、建設係及び機電係」に改める。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）発電所の建設に関すること。

第8条第2項の表管理事務所の項中「次長」を「次長、主幹」に改める。

附則第7及び第8中「施設の運用及び管理に関する技術に従事する」を「の調査、企画、建設等に関わる事務に従事するとともに、関係事務を整理する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（北海道電気事業電気工作物保安規程の一部改正）

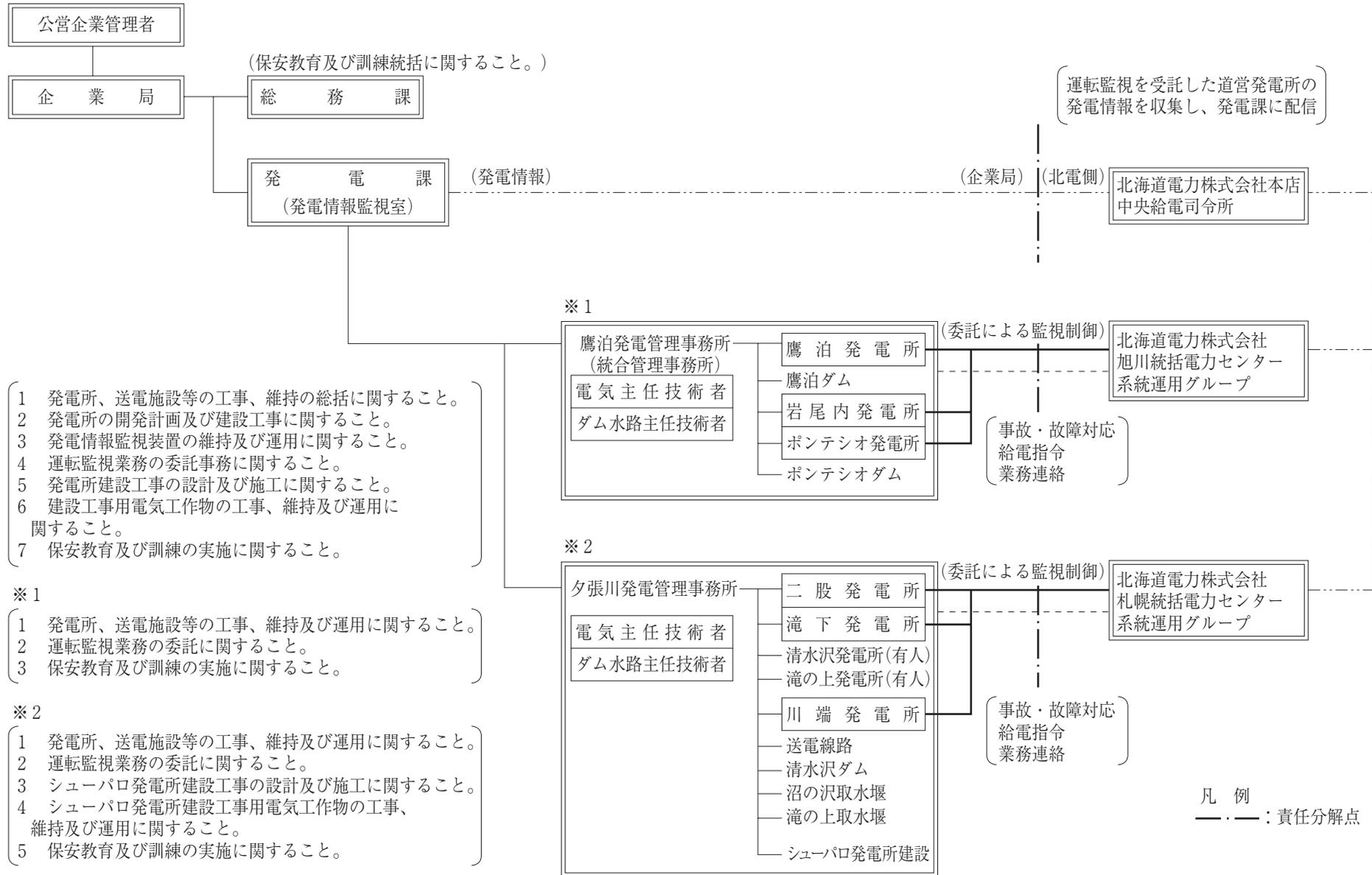
2 北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中、「次長」を「次長、主幹」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織及び業務分掌



別表第2の管理事務所の項中「次長」を「次長、主幹」に改める。

（北海道企業職員給与規程の一部改正）

3 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（住居手当）

第6条 条例第5条の3第1号に規定する管理者の定める職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 他の地方公共団体その他管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（条例第5条に規定する扶養親族で、届出がされている者をいう。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2 条例第5条の3第2号に規定する管理者の定めるこれに準ずる住宅は、前項第1号に規定する職員宿舎及び同項第2号に規定する住宅とする。

3 条例第5条の3第2号に規定する管理者の定める者は、単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は部局の移転（職員以外の地方公務員等（道職員給与条例第10条の4第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等並びに学校職員給与条例第10条の2の2第2項に規定する学校職員以外の地方公務員等をいう。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあつては当該適用、公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（条例第5条の3第1項第1号に規定する公宅並びに第1項に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

別表第1の3級の項中4の事項を削り、5の事項を4の事項とし、6の事項を5の事項とし、同表4級の項中4の事項を削り、5の事項を4の事項とし、6の事項を5の事項とし、同表5級の項4の事項中「次長」を「次長、主幹」に改め、同項5の事項を削り、6の事項を5の事項とし、同表6級の項3の事項中「次長」を「次長及び主幹」に改め、同項4の事項を削る。

別表第2中「及び発電管理事務所次長」を「、発電管理事務所次長及び主幹」に改める。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第4号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計	
	警 視	警 部	警部補及び 巡 査 部 長	巡 査	計			
北海道警察本部	165	238	1,164	421	1,988	559	2,547	
札幌市警察部	(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)	
北海道警察学校	12	14	44	300	370	40	410	
札幌方面警察署	108	217	2,298	1,560	4,183	268	4,451	
計	285	469	3,506	2,281	6,541	867	7,408	
函館方面	本 部	21	33	147	34	235	63	298
	警察署	20	43	394	204	661	53	714
	計	41	76	541	238	896	116	1,012
旭川方面	本 部	22	35	171	50	278	69	347
	警察署	28	65	594	273	960	83	1,043
	計	50	100	765	323	1,238	152	1,390
釧路方面	本 部	26	39	184	45	294	69	363
	警察署	24	53	524	293	894	70	964
	計	50	92	708	338	1,188	139	1,327
本 部	18	30	98	21	167	51	218	

北見方面	警察署	15	29	260	116	420	38	458
	計	33	59	358	137	587	89	676
合	計	459	796	5,878	3,317	10,450	1,363	11,813

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

